

公益財団法人 日本サッカー協会
2021 年度 定時評議員会

2021 年 3 月 28 日(日)

決議事項

1. 評議員 2 名 選任の件

以下 2 名の評議員が退任するため、各評議員推薦加盟団体から推薦があった 2 名を選任したい。

(1) 株式会社ベガルタ仙台

辞任する評議員：菊池 秀逸（きくち しゅういつ）前代表取締役社長

選任する評議員：佐々木 知廣（ささき ともひろ）代表取締役社長

(2) 株式会社サガン・ドリームス

辞任する評議員：竹原 稔（たけはら みのる）前代表取締役社長

選任する評議員：福岡 淳二郎（ふくおか じゅんじろう）代表取締役社長

なお、定款第 18 条（評議員の任期）の規定により、選任する評議員の任期は、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2022 年度に関する定時評議員会（2023 年 3 月）の終結の時までとなる。

2. 役員の報酬総額及び退職慰労金総額の改廃、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則改正及び監事報酬額の件

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 197 条が準用する 105 条に準拠させるため、役員の報酬総額及び退職慰労金総額の改廃、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の改正及び監事報酬額について以下の通りとしたい。

- (1) 理事及び監事を含む役員報酬額は、2012 年 3 月 10 日開催の評議員会において、報酬総額年 2 億円・退職慰労金総額年 1 億円と決議したが、理事及び監事の報酬総額（いずれも退職慰労金を除く。以下同じ。）並びに理事・監事を含む役員の退職慰労金総額をそれぞれ以下の通り改定したい。なお、役員に対して退職慰労金を支給するか否かの決定は理事会決議に一任する。

【役員の報酬総額（上限）】

理事の報酬総額：年額 2 億円以内

監事の報酬総額：年額 1000 万円以内

【役員の退職慰労金総額（上限）】

「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」の定めに基づき算定される上限額の範囲内で退職慰労金を支給する

- (2) 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」を改正し、理事及び監事に対する具体的な報酬及び退職慰労金の基準を定める。

- (3) 2020 年 4 月から 2021 年 3 月までの常勤監事への報酬は、監事全員の協議の下、年額 1000 万円以内の範囲で支給しているが、これを追認する。

(決議) 資料 1